

川崎市上下水道局付替工事実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号）第20条第1項第1号に規定する工事（以下「付替工事」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（施行）

第2条 付替工事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、移設し、若しくは、新設された配水管又は既設の配水管に給水装置を付け替えることにより施行する。

- （1）配水管の移設又は新設により給水装置が使用できなくなるとき。
- （2）配水管の移設又は新設により道路に埋設された給水装置の整理、統合が図られるとき。

2 前項の規定にかかわらず、給水装置を使用していないと認めるときは、付替工事を施行しない。

3 第1項に定めるもののほか、配水管の移設又は新設によるものであって、水道の維持管理上管理者が付替えを必要と認めたものは付替工事を施行する。

（確認）

第3条 付替工事を施行する際に給水の停止が生じる場合は、あらかじめその日時及び原因を使用者等に通知しなくてはならない。

（委任）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。